給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

茨城県土浦市右籾2847番地６

再生債務者　中尾　久美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年10月16日まで

平成25年９月25日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１号

鹿児島県阿久根市塩鶴町２丁目51番地　市営鶴見タウンＣ棟302号

再生債務者　小牟田真也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年10月24日まで

平成25年９月26日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００２１号

千葉県習志野市秋津３－６－１－108

再生債務者　辰川　弘康

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００６号

東京都東久留米市下里１丁目９番18号

再生債務者　和久井健児

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月26日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第３１号

大阪府茨木市南春日丘５丁目12番６号の16

再生債務者　岡村　憲一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月25日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第５号

さいたま市南区別所６丁目17番17―102号

再生債務者　工藤健太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月26日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第５号

埼玉県川越市砂新田６丁目４番地９

再生債務者　藤崎　裕行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月25日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再ロ）第１号

島根県出雲市武志町228番地

再生債務者　小村　英二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月26日

松江地方裁判所出雲支部民事部

平成２５年（再ロ）第１号

愛媛県松山市小坂３丁目２番33号　メゾン夢来102号

再生債務者　西山　明果

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月26日　松山地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第10号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、伊勢原都市計画土地区画整理事業成瀬第二特定土地区画整理事業の換地計画を下記の通り縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月４日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

1　縦覧開始の日　平成25年10月５日（土）
（縦覧期間２週間）

2　縦覧場所　神奈川県伊勢原市笠窪356
独立行政法人都市再生機構
神奈川中部開発事務所

3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　平成二十五年八月三十日
掲載頁　二十一

（乙）掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　平成二十五年八月三十日
掲載頁　二十一

平成二十五年十月四日
神戸市中央区東川崎町一丁目五番七号
（甲）株式会社神戸新聞総合印刷
代表取締役　山下　俊一
神戸市中央区東川崎町一丁目五番七号
（乙）株式会社神戸新聞総合出版センター
代表取締役　吉見顕太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月四日
岩手県盛岡市茶畑二丁目一〇―八
合同会社ＳＴＣ
代表社員　作左部　慎

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月四日
東京都千代田区外神田三丁目二番一二号
合同会社ワンダーゲート
代表社員　村井　勇太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月四日
山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一三号
サビル　合同会社セゾンカ
代表社員　大木ツゲツカ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社森田商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月四日
神戸市兵庫区西多聞通一丁目一番七号
合名会社ガスの店森田商店
代表社員　谷　守

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月四日
広島県呉市倉橋町九四八四番地
合名会社呉石材資
代表社員　中川　竜介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月四日
茨城県ひたちなか市毛四六三番地の一
有限会社エム・アンド・エム
代表取締役　藻垣　正之